

第118号議案

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

第1条 島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

第37条中「重度障害を有し」を「県吏員又は準教育職員の死亡の当時より重度障害を有し、かつ、」に改める。

第2条 島根県吏員恩給条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日の翌日から、第2条の規定は平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の島根県吏員恩給条例（以下「旧条例」という。）第37条の規定は、第1条の規定の施行の際現に旧条例の規定により扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、同条の規定による改正後の島根県吏員恩給条例第37条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。